

目 次
第1号（11月5日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提出第110号議案	5
町長提出第111号議案	11
町長提出第112号議案	11
町長提出第113号議案	26
町長提出第114号議案	26
閉 会	34
署 名	35

津和野町告示第90号

平成25年第9回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成25年11月1日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成25年11月5日
2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宏文君	後山 幸次君

沖田 守君

滝元 三郎君

○応招しなかった議員

平成 25 年 第 9 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)
平成 25 年 11 月 5 日 (火曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 25 年 11 月 5 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提出第 110 号議案 控訴の提起について
- 日程第 4 町長提出第 111 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 112 号議案 津和野町林地崩壊防止事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 113 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 7 町長提出第 114 号議案 平成 25 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提出第 110 号議案 控訴の提起について
- 日程第 4 町長提出第 111 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 112 号議案 津和野町林地崩壊防止事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 113 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第7 町長提出第114号議案 平成25年度津和野町下水道事業特別会計補正
予算(第3号)

出席議員(16名)

1番 京村まゆみ君	2番 村上 英喜君
3番 板垣 敬司君	4番 竹内志津子君
5番 道信 俊昭君	6番 岡田 克也君
7番 三浦 英治君	8番 青木 克弥君
9番 斎藤 和巳君	10番 河田 隆資君
11番 川田 剛君	12番 小松 洋司君
13番 米澤 宥文君	14番 後山 幸次君
15番 沖田 守君	16番 滝元 三郎君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 長嶺 常盤君
参事 …………… 長嶺 雄二君 総務財政課長 …………… 島田 賢司君
つわの暮らし推進課長 …… 内藤 雅義君 健康福祉課長 …………… 齋藤 等
君
建設課長 …………… 田村津与志君

午前9時00分開会

○議長(滝元 三郎君) 改めまして、おはようございます。

本日は、平成25年第9回津和野町議会臨時会が招集をされましたところ、おそろい
でお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名、全員であります。定足数に達しておりますので、平
成25年第9回臨時会を開会をし、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議録第119条の規定により、6番、岡田克也君、7番、三浦英治君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

次に、議員の皆様には、既に事務局より連絡をさせておりますが、本日の臨時会の招集告示に付議をされた案件の一つが提案をされておられません。このことにつきまして、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

先ほど議長からもお話があったとおりでございますが、本日の議会におきまして、議題111号として津和野町へきち保育園設置管理条例の廃止について付議し、上程させていただく予定であったわけでありまして、この議題につきましては、旧左鐙保育園の関連でございまして、このたび、保育園の用途から廃止をさせていただくと、そういう旨の議案であったわけでございます。地元のほうで、旧左鐙保育園の活用の計画があるということで、一旦その用途を廃止をしよう。以前、須川地域の保育園の事例があったかというふうに思いますが、そうしたような形で、今回の左鐙保育園についても、そういう計画を持つての議案の上程の予定であったわけでありまして、当然、上程をさせていただく限りにおいては、地元の、左鐙地域の皆さんの概ねの合意を得た上で、当然、この用途廃止をしていくというのが順当な手順であるわけでありまして、

我々もその認識のもとでこの臨時議会へ上程をさせていただく予定であったわけでありまして、付議をさせていただいたその後に、まだ地元の合意が得られていないと、そういうことが判明をいたしまして、そういう状況の中で議案の上程をすることは到底至らないという判断のもとで、今臨時議会では急きょ、この取り下げをさせていただくというようなものでございます。

そうしたことで、当然上程をさせていただく限りにおいては、綿密な準備のもとで上程をさせていただくということが当然であるわけでありまして、こうしたことになっておりますことは、大変、議会の皆様に対しても申しわけないことだというふうに感じているところであります。心からお詫びを申し上げまして、取り下げをさせていただきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

日程第3. 議案第110号

○議長（滝元 三郎君） 続きますので、日程第3、控訴の提起についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

今臨時議会に提案いたします案件は、提案案件1件、条例案件2件、一般会計を初めとした補正予算案件2件の5案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第110号控訴の提起についてでございますが、津和野町を被告とする損害賠償請求事件の判決に対し、不服があるので、広島高等裁判所松江支部へ控訴を提起するものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） それでは、議案第110号を御説明いたします。

これにつきましては、町長申しましたけども、平成25年10月24日の津和野町を被告とする損害賠償請求事件におきまして、松江地方裁判所益田支部の言い渡し判決に対し、不服がありますので、広島高等裁判所松江支部へ控訴の提起をするものでございます。

そこに記載しておりますが、当事者、控訴人につきましては、第1審の被告であります津和野町でございます。被控訴人につきましては、第1審の原告でございます。

それから、3番目の控訴の要旨でございますが、1番目として、原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。2番目としまして、被控訴人の請求を棄却する。3番目としまして、訴訟費用は第1審、第2審を通じ、被控訴人の負担とする。との判決を求めるものでございます。

4番目としまして、控訴遂行の方針でございますが、本件の控訴につきましては弁護士に委任するというところでございます。

めくっていただきまして、裏のページでございますが、事案の概要並びに判決の内容につきましては、参考資料としてつけております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 確認をしておきますけども、先日の全協において、少し気になるその説明であったんですけども、弁護士の方が、なかなかその積算根拠等々について理解できないというふうなことを少し言われたんですけども、弁護士が

町の代理として戦ってるだけでありまして、町としては、こういう強い意志を持ってるといふような考えでいいわけですね。先生とは関係ないということで理解していいんですね。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 先般、全協でも申し上げましたけども、これまでも、町としては判決内容等が金額の多い少ないに関わらず、議員の皆様並びに町民ですね、説明のできるものでないと、なかなか和解等はできないというようなことを申してきております。

今回の判決内容が提示された段階で、町としましては、特に全協でも申しましたけども、下請業者等の金額につきまして、なかなか判決では同意ができないということで、町としましてもそういった、今回の控訴に至ったということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 過去の裁判の結果について、全協でも我々も相当分厚い資料を確認いただきました。そして、その中の説明ですと、積算根拠等々について、これは認められない等々が我々にも説明が、過去にありましたけども、それが、全て覆ったというふうに理解していいわけですか。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） このたびの裁判につきまして、かなりの日数をかけまして審議されてきたわけですが、先日も申し上げましたけども、お互いのやりとりの、一応、代理人として弁護士が出てますので、それと、原告側の弁護士、それから裁判長とのやりとりの中で、こちらが——原告側が出された証拠書類のその審議が、町が思っておりますその内容と深くその審議がされないまま、判決に至ったということなんでございますけども……わかります。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 過去の、その我々への報告ですね、こういう分厚いもの。そしてその、出された資料に沿って、これは認められる根拠があるとかないとかちゅうものを説明されましたね。それで、それによって、この分は認められなかった、これはそういうふうな、その被害を受けたというその根拠がなかった等々がありまして、このぐらいの数字、私の記憶が定かじゃないですが、数十万ぐらいで済むんだという報告を一度受けたと思うんですけども、それからこのたびの分は、例えば裁判官が代わって、また再び変わったのかどうなのか。その、どうしてその数字がコロッとまた変わったのかがわかりませんので、そこをちょっと御答弁お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 前回行われました、判決が出る前のときも、和解的な内容が出ております、裁判長のほうから。それにつきましても、このたび出た判決

内容とはかなり違ったものでございまして、町としましては、こういった裁判長の判断で、その金額が極端に下がった等も、その辺も理解できておりません。今の傍聴で出ておりますけども。その辺も、ちょっとわからないと。

とにかく、このたび出た判決自体が、金額の説明が特にされていないというような形でございます。

とにかく、この前から言っておりますが、240……248条ですか、特に極めて立証が困難というような形の裁判長の判決でございまして、それが項目がほとんどの内容の中で、その248条を極めて困難ということで処理されておりますので、町に対して、この部分の見積もりの中のこの部分を認めたというような数字提供はありませんので、これをもって、議員の皆様はその下請業者とのやりとりの中で、どの部分を認めたというような説明が町としてはできないというのがあれです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今のあれですと、民法248条の中身を——積算基礎の中身を知りたいから控訴する、というふうな言い方ですけども、まず、それが控訴理由、主な控訴理由なんですね。もう一度確認します。

そもそも裁判というものは、ましてはこの民法248条っていうのは、中身を言うもんじゃありませんので、裁判長が、私はこう思ったと、中身に関しては一切言う必要はありませんというのがこの民法248条ですんで、このことを求めて控訴をするということがちょっと解せんのですけども、今の、前もそういう雰囲気だったんですけども、きょうは本会議ですんで、再度確認しておきます。

控訴理由の、控訴のこの趣旨ですけども、248条、裁判長が考えたことの積算基礎の中身を言いなさいということでいいんですね。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 248条でございまして、これについて立証されていない部分についての賠償がこのたびの判決の中で認められております。

一応、町としては裁判所がどの請求、出された内容の中で、どの証拠によって——どの請求を求めたのか、全くわからないままに判決出されておりますので、実際に損害が発生した部分を証拠により明らかにされていないことが問題であるということで、このたび控訴ということになります。そういったことが一番の主な理由と言え理由になると思います。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 控訴っていうのは、高等裁判所に求めるものであって、高等裁判所が一審の、一応原審の一審ですよ、これの中身について高等裁判所が答えるということは100%ありませんし、今の答弁、答弁で行くと、第一裁判所の原審に尋ねればいいことであって、高等裁判所に尋ねるっていうことは全くのお門違いなんですけども、その辺り、どうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 一審では、もう判決が出ておりますので、これ以上、その第一審の裁判所へ向けて意見を述べることはできませんので、あくまでもその上の、高裁のほうに控訴すると。基本的に、その審議された内容に不服があるということでございますので、今後、町として明らかになってない部分についてを高裁のほうで申し述べていくというような形を取ることとなると思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 最後にちょっと申しときますけども、高裁が原審の中身をほじくり返してそれを審議するっていうことは、ほぼ100%ないっていうことをちょっとまあ、知っておいていただきたいというふうに思うんですけども、それでもなおかつ、今のことが控訴の理由ということですね。まあ、課長に言うのはちょっと酷なんですけども。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 一審で出た中身というよりは、町として、一審の審議の中で訴えることができなかつた内容について、申し立てをしていきたいと。その見積もり等の提出された書類等の証拠的なものについては、求めていくということがあります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） このたびの裁判では、当初、我々がお示しをしておいた160万2,300円ですか、そのところについて、いろいろと裁判で、それぞれがお互いの主張をしてきたというところであります。

そうした中で、今回の判決というのは、主に160万については我々の主張が認められたというふうな理解をしているところであります。これは特に逸失利益という部分の考え方だというふうにも思っておりますけれども。

ただ、その一方で、この判決は156万であります。その内の130万ちょっとというところ、ここにつきましてが、いわゆる今回原告に当たりますA社というふうに言わしていただきますけれども、A社から下請業者へ払われた金額。この部分が、我々の思いとしましては、それが具体的にどういう請求に基づいて、その130、まあもっと金額大きかったわけでありまして、原告側の金額は。その部分がどの部分が認められて、やはりこの134万が出てきたのかっていう根拠が明快でないという判断を、我々としてはしているというような次第であります。

特に、これまでも全協のところでもいろいろとこれまでの経過はお示しをしておりましたけれども、我々としては、例えばあの一つの一例でありますけれども、A社がその下請業者等に払われたのかどうかはわかりませんが、その金額という中に、一つとして、そのリース契約に基づいた請求が上がってきたという事例が以前にあったかと、それを御報告したことがありますので覚えておられると、議員さんの皆様には覚えてお

られると思いますけれども、それがもしかしたら、我々の思いとしては、入った数字かもしれないし、それを取り除かれた数字が134万になったのかもわかりません。我々は当然、リース金額というのは、到底我々の立場から言うと認められるものではないわけでありまして、仮に、それがそうしたものも含めた中で、この134万円というものが導き出されたとしたならば、それをお金を払うということはまさに税金を使い道として、決して正しいものではないというところに、我々は今回の判決に対して不服があるというところをごさいます、それをやはり明らかにしていく手段を求めていくためには、控訴をするしかないという状況の中で、今回、控訴をさせていただくというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第110号控訴の提起については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第111号

日程第5. 議案第112号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第111号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について及び日程第5、議案第112号津和野町林地崩壊防止事業分担金徴収条例の一部改正についての2案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第111号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議案第111号について、御説明をいたします。

今回の条例改正として加えさせていただく、津和野高等学校の魅力化・活性化を考える有識者会議は、少子化に伴う津和野高校への入学者減少を踏まえ、津和野高校のあるべき姿やそれを踏まえた津和野高校の魅力化・活性化について、提言を行っていただくため、設置をするものでございます。

裏面、新旧対照表をごらんください。第1条、第3条関係別表に、津和野高等学校の魅力化・活性化を考える有識者会議を加え、報酬を出務1日につき7,300円とするものでございます。委員につきましては、津和野高校卒業生など5名の方に委嘱をいたしまして、委嘱期間は平成25年12月1日からとしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第112号を説明させていただきます。

今回、条例の改正の目的でございますが、事業を受けられる個人の方の分担金を軽減したいというものでございます。そして合わせて、所得に応じてその割合を変更したいという内容でございます。

新旧対照表のほうをごらんいただければというふうに思います。

まず、1条の関係ですが、県の事業名に合わさせていただくということで表題も同じくであります。

それから、第3条でございます。これまで一番下、左下に別表がございまして、事業費の100分の10というふうになっておりましたが、今回100分の5、それも町の負担額の100分の5というふうなことに変更させていただきたいという内容でございます。

それから、第4条のところでございますが、分担金を分割して徴収することができるというふうなことに変更させていただきたい。

そして、第5条でございますが、「公益上その他特別の事由があると認めるときは、分担金を減免することができる。」というふうなことにしておりまして、生活保護世帯等の方を想定したものでございます。

そして、附則のところ、「平成25年6月1日から適用」ということで、6月に既に災害がありまして、その方を対象にしたいという内容でございます。

次に、資料のほうを1枚はぐっていただければと思いますが、10月7日現在でインターネット上の例規集で調べさせていただいた内容でございます。これまで、事業費の10%というふうな内容でございまして、ほかの西部の市町の状況を調べました。この内容について、一応書いてございまして、今回、吉賀町に準ずるような形になるというふうな内容でございます。

資料2のほうでございますが、一応、県の補助金というのが、住民税非課税の場合に2分の1、50%の補助金が出まして、次の段階で、世帯の最高所得者住民課税標準額

250万未満の場合に、事業費から100万円を引いてその2分の1が補助されるということになります。そして、課税標準額に150万以上になりますと、事業費から200万を引いた残りに2分の1というふうな形になりまして、それぞれ金額については一応100万、200万というふうに書いてございますが、その際に、どういうふうな率になるかというふうなことでごらんをいただければというふうに思っておるところでございまして、一番下のところを見ていただきますと、標準額250万以上で100万円のとときに5%の個人負担になります。これが最高でございまして、同じく100万のところを見ていただければと思いますが、住民税非課税の場合には2.5%というふうなことになってまいります。これまでの例から申しますと、2分の1から4分の1に軽減をされるというふうな、今回、内容としておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第111号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 大体の説明ではわかりますけども、この会議においてあるべき姿と、魅力化・活性化についてのその提言をしていただくというふうに言われましたけども、いつまでにその提言をまとめて出されるのか。

恐らく、その提言をしたとしても、特効薬を本当に、特効薬を探すのか、それともその都度都度、何らかの提言で終わらせてしまうのか、その辺が少し明確でありませぬので、どのような提言を求めているのかを少し話していただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 津和野高校につきましては、入学者が減少ということで、存続の危機というようなところになっているということでございます。

議員御質問の、どういった提言なのか、いつまでなのかというところでございますが、これにつきましては、提言という部分と、ある程度その今の取り組み自体のところについて、御意見を伺うような、そういったところで考えております。現状を今、津和野高校では、津和野高校のコーディネーター等も配置をしながら、後援会あるいはプロジェクトチームというようなところも設置をさせていただきまして、学力保障や人材育成、それから全国募集というような視点の中で取り組みを今現在、行っているところでございます。

この設置につきましては、以前、教育委員会部局でもこの設立についてはいろいろと取り組みがされてきたところですが、今回ようやく委員の方を委嘱することができるということで、12月にこの会議、第1回目を開催するというようにしております。

現在、今、津和野高校支援ということで取り組んでいます、そういった具体的な3本の柱、そういったところを今回、この有識者の方に御報告をしながら、その進め方等について御意見を伺うというのを、第1回目としては進めていきたいかなと。

提言という形になるかどうかというところはあるんですが、そういったところの報告等を通じまして、いろんな部分で、会議で、その有識者の方に御意見等を出していただきながら、後は後援会と連携をして、その進め方についてまた協議をしていくというような形で今回は取り組んでいきたいというふうに考えております。

いつまでかというところもございしますが、設置要綱にもこの提言をいただくまでというようなところで、設置期間については終期というのを設けていないというのが現状でございます。この進め方をしながら、津和野高校の支援がより一層高まるような取り組みにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） どうも、その不満があるんですけども、町とすれば、津和野高校を何とか存続したい、その思いはわかります。それをするためには何らかの特効薬なるものを見つけていかないと、ただ学力向上等々をうたいましても、全国から、それじゃあそのまま集まるのかなという思いがあります。

ちょっと余談ですけども、広島県の世羅高校ですね、これは公立高校です。世羅高校の目的は、何を目的としてるのかと一度聞きに行ったことがありますけども、それは、世羅というのは全国的に名もない町である。けども「駅伝の町世羅」ということで、その名をはせて、世羅が全国的に知れ渡ればいいという、そういう目的を持って町民が寄附をして、町民が自主的に寄附をして、その寄附のお金で、アフリカとかそういうところからのランナーですか、を雇ってきて、そして町民の家で合宿及び下宿をさせていると。

だから、何らかのそういったような特効薬ですね、じゃから津和野を残したいのか、高校を残したいのか、それでいろいろなものを提言して発想することによって、津和野を外へ向けて、津和野の町というものをアピールしていく材料として使うのか。その辺の明確なものを持っていかないと、だらだらだらだら税を投入するようになると思いますが、その辺はどのようなお考えですか。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり、こういった有識者会議で御意見を聞くことによって、今、津和野高校の後援会等で行っておられます取り組みというものが効果を上げてくというような仕組みでないと、当然いけないというふうにも思っているところです。具体的に、その高校支援ということで、今、学力向上でいくと、公営塾の設立であるとか、人材育成でいうと地域での活動参加、あるいは全国募集でいうと、その環境づくりとして寮費の補助や給食の実施というような形で、津和野高校に来てもらえるような仕組みづくりというのを検討しているところでございます。

こうした有識者の方、この有識者の中には卒業生ということで御説明をさせていただきましたが、弁護士であるとか、大学の学長さんであるとか、そういったところの方々

に有識者会議の委員になっていただくということで、もう一つ、そういった方々からのアドバイス等を踏まえながら、こういった、津和野高校の支援の取り組みを最大限生かせるような方向へ持っていきたいというふうに、今、考えているところです。なかなか、具体的に議員の御質問に答えられるところまで行かないかとは思いますが、現状、まだ第1回目というところで、有識者の皆さんの御意見を聞きながら、今、津和野町で高校支援の取り組みとして検討しているところ、報告をさせていただき、その方向性について御意見を今から伺っていくというような形で考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 2点。

まず、今、予定されている5名ということで説明ございましたけど、この会議は、要するに人員は固定なのか、それとも逐次ふやしていったり減していったり、そういうことをするのか、ということと、それから現在予定されてる5名が発表できれば発表してください。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 委員の委嘱につきましては、設置要綱によりますと、委員10名程度ということで組織することとしております。

本来、この委員を委嘱するということでいろんな方々、卒業生を中心にお願いをしてきたところ何ですが、現状としては今、10名程度のところの設置要綱の中で5名まで、5名の方に委嘱するということになったということでございます。

会議につきましては、設置要綱の中では委員以外の専門的知識の方にも出席をしていただきながら、御説明あるいは意見を求めることもできるというようにしておりますので、その辺については今後の動向を踏まえながら検討をしていきたいというふうに考えているところです。

5名の委員につきましては……まず、青木勤さん、昭和32年の御卒業ということになります、東京津和野会の会長さん。それから下森……済いません、会長ではございません、東京津和野会の方ということでございます。それから、下森定さん、昭和25年の御卒業ということで、元大学の学長さん。それから中村泰造さん、昭和38年御卒業ということで、大学の講師。それから山崎克之さん、昭和41年の御卒業ということで、弁護士。それから、萩野浩基さんということで、東北福祉大学の学長さんということで予定しております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 今、お聞きしたところ、県外も、県外かなり遠くからですが、参集できるものか、予定がまだわかりませんが、交通費等もかなりかかるのではないのでしょうか。その点、ちょっと。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、臨時議会のほうで予算の補正を御提案させていただいております。9月補正予算の際、委員の旅費ということでは計上させていただいておるんですが、今回、この条例改正に合わせまして、費用弁償のほうに組み換えをさせていただくということにしております。

この有識者会議の委員の皆さんにつきましては、仙台あるいは東京に在住ということで、議員御指摘のとおりということでございます。第1回目につきましては、今回東京のほうで行うということにしております。この辺の頻度等もございしますが、津和野のほうに来ていただきながらその2回目以降についてはこの会議のほう、開催をしていくというような予定にしております。旅費等については、その主要の旅費がかかるということで考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので——14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 1点ほど。

これは、文書についてお尋ねをしたいんですが、本日出されました津和野高校の魅力化・活性化を考える有識者会議、執務1日につき7,000円というふうに、会に出すように、会の委員に出されるのはわかるんですが、津和野の支給条例、費用弁償の支給条例の中でも、個人に出される場合、名前がね、その載つとると、会に出されると、これはどっちか統一できんもんか、会なら会で統一をすとか、ちゅうふうにいる役務が違うから、こういうふうにしておるんかもわかりませんが、ちょっと、有識者会議の中に全部出すというふうな執務7,300円ちゅうのはいかなもんか。

ほかの条例の中にもずっとあるんですが、この中にも人に対する執務なんぼというふうなこともあるわけですから、何かこう、ひとつ統一されるべきじゃないかちゅうような考えております。その点、どうでございますか。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり、会議委員に対して報酬を出すものというふうに考えております。御指摘になられたことについては内部で検討させていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 今の答弁聞きまして、魅力化につなげていくというのはわかるんですけども、例えば、この津和野の生徒さんが今、定員割れして55名ですか、これ、どんどん増やさなければいけないという気持ちもわかりますし、一方で、第三者の意見も聞かないといけないというのもわかるんですけど、まずはこの学校問題に対しましては、やはりその関係者の方、例えば保護者さんですとか、実際に関わってる方でなければ実情ってのは見えてこないと思うんです。津和野駅から高校まで歩く人数が減ってきてるとか、そういった漠然としたものは減ってるなっていう

のはわかるんですが、実際にじゃあ今、現状、津和野高校がどうなってるかっていうのは、OBでもなかなか関わらないとわかってこない。

そういった中で、第三者の意見を聞くっていうのも大事だと思うんですけども、まずは、一番身近な保護者の方ですとか、住民の方から、こういったところから意見を聞くべきだと思うんですけども、こういった外部の方々、例えば仙台だとか東京から来ていただいて、その提言を受けられるというのは、それはこういった形でその成果物を上げていこうとされてるのか、それは、県の、県立の学校ですから、すぐにはすんなりとは受け入れてくれない場合も想定されると思います。そういった中で、外部の方から何を求めるのか、その意見を言っていただくというのはわかるんですけども、一番身近に感じるのは保護者の方であったり住民の方だと思うんですけども、普段接してない方々から意見を聞くというのはこういった思いからこういった条例をつくろうという形になってきているのか、その形成過程がもう少し詳しくわかればと思いますが。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この設置要綱につきましては、今現状、津和野高校の中で、高校の先生であるとか、後援会であるとか、そういった形でいろんな立場の方から津和野高校支援の取り組みについて御意見をいただいているところです。

議員が御質問になられた、その成果物として、その、この有識者の方から何を求めるのかというような点のところでございますが、今、言われたように、地域もあれば保護者の方もございます。今回、まちづくり委員会の代表者で構成する未来づくり共同会議、今月行うことにしておりますが、その中でも津和野高校の取り組みというのは御紹介をさせていただきながら、地域住民の方にもこういった取り組みを知ってもらうというようなことも、ある一方ではやっていくというような中で、今回の取り組みについては、こういった卒業生を中心とする有識者の方にこういった取り組みを御説明をし、御報告をしながら御意見を求めていくと。まだ1回目というところではございますが、住民の方にもお話をしながら、その取り組みについての考え方、そういったところをアドバイスなどもしていただくようにする一方で、こういった有識者の方、当然東京あるいは仙台市というようなところで今御活躍をされている方々でございますが、大部分の方は津和野高校の卒業生ということでございます。そういったところで今回御意見を聞いていくというような取り組みに、この有識者会議についてはしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 例えば、このメンバー見てみますと、OBの方々の中でもいわゆる学長さんですとか教授の方、講師さん、それから元衆議院議員さんですとか名立たる方々がそろってるわけでございますね。

例えば、給食制にしますよと、そういったことを地域住民の方から意見を求めるのと、この方々に聞くのと、返ってくる答え、意見っていうのはそんなに変わりはないと思うんですね。そういった中で、なぜあえてこれだけの方々をメンバーにそろえたということは、何かしら意味があるのかなと感じるんです。意見を聞くのであれば、地域住民の方でもいいと思いますし、OBの方々から選ぶのいいんですが、わざわざ遠方から来ていただいて、会議をして意見を聞くという、この意味というんですか、一般の方々から聞く意味と、この方々から聞きたいという意図があると思うんですが、その辺り、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、津和野高校の後援会、さまざまな柱を立てて取り組みをしているということでございます。

1点目は学力保障ということ、それから2点目は地域の活動参加、そういったところの地域での人材を育成するという部分、それから3点目が全国募集という視点です。

こういった方々に御意見を聞くというところのこの三つの柱で言いますと、やはり中心になるのは、そういった全国募集等をどのように進めていくかと。町内で今、中学校の卒業予定者、平成30年には37名というような数字も出ております。今後、その町外からどれだけその学生さんを集めてくるかというところが、津和野高校存続のひとつのポイントになるのではないかとというふうにも考えているところでございます。

この辺については、私たちの思いと、有識者会議の皆さんの思いというのがどういった形になるかというのは、今回1回目をやってみるというところではございますが、私どもとすれば、そういった全国募集にある程度そういう視点をおきながら、津和野高校を魅力化することによって、全国から子供さんに来ていただくような仕組みというところは今回、有識者会議に関わる御意見をいただく取り組みの一つとして重点的には思っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかに。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 質問といいますか、現在55名という中で、津和野高校が廃校になるかもしれないというような恐れがある状況、もう来年、再来年の話になってきまして、もう10年、20年の話ではなくて、もう今からすぐにでも取りかからなければ、もう本当に危機にある状態だというふうに私は認識しています。

そういう中で、今回コーディネーターを設置して、津和野高校魅力化に向けて、先日も駅舎で合唱されたりですとかいろんな取り組みをされてるのを僕も知っております。

そういった中で、この設置条例をつくるという理由は、理由っちゅうのはわかるんですけども、もう一方で、もう少し周知といいますか、今の説明でも、あまりこの有識者会議をつくるっていうのはわかるんですが、なぜつくらなければいけないかという背景ですね、もう少しその辺りを強く言っていただかなければ、また会議を設置するのかというだけで終わってしまうと思うんです。これだけそうそうたるメンバーの方がいらっ

しゃるわけですから、もう少し津和野町として、もう少し姿勢を前面に出していただいて、津和野町も取り組んでいるんだというところをもう一歩、もうちょっとアピールしていただければと思っておりますので、広報のほうもしっかりやっていただければと思います。その点は考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり、住民の皆さんにも十分な周知を行っていくというところで、津和野高校の存続に向けて、情報発信という部分でも十分な取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかに。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 説明を聞いて、ある意味では、こういう取り組みをしなければならぬという、こういうことについては大いに理解ができる。

でね、メンバーを聞いてね、これだけのそうそうたるメンバーに、町長さん、こんな1日報酬がこんなことで御提案なられて、誠に失礼千万じゃないかというような気がしてなるのですが、いろんな町のその、これまでの取り決めというか、があるから、こういうことで御提案なされるんでしょうが、少なくとも、我が国を引っ張るというようなこのそうそうたるメンバー、今、お名前を聞くと。これ、1日報酬、こんなことで御了解をまあいただいたんでしょからあれでしょうけども、費用弁償が頂戴できるけえねというお考えの方ではございませんので、それはいいとしても、あまりにまあ、その御無礼千万のような気がしてなるのですが、その点はいかがでございますか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 費用弁償の額については、いろいろ受け止め方があるかもしれませんが、大体、こういう会議を設けたときのそうした支給の額というのはほぼ7,300円というところで、どの会議体においても統一をしておりますので、そうした中で、今回も、特にこの会議を特別扱いすることなく、7,300円という基準でお支払いをさせていただくというようなものでもあります。当然、有識者というのは、それぞれお立場を持った方々でもありますので、その失礼をなつてはいけないというふうにも思いもありますし、その点については、当然それぞれの皆様にも、こうした規定に基づいて、ほかの事例も習った中で、提案させていただくものだという事で、御説明もさせていただいて、ある程度の御了解もいただいているというようなことであります。

私どものほうから言う言葉ではないかもしれませんが、特に金額にこだわられるような方でもございません。本来であれば、そりゃボランティアでやってもというようなお言葉もいただいてあったわけでありましてけれども、それではやはり我々のそういう、どう言いましよう、気持ちもおさまらないということで、こうした費用弁償、少ないながらもお支払いをさせていただくというようところで考えてるところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 基本的に大賛成なんです。これは、確か、このメンバーからいったら多少は違うにしても、津高の100周年のときのメンバーに近いなっていう感じがしてるんですけど。

そこで、この人たちが発するであろう内容を、さっき、同僚議員も言ってますが、現場、現地ですね、要するに津和野町といかに結びつけるか。これが試されるかなという感じがしてるんで、この辺り、これはこれで終わりみたいな形にしてしまうと一番いかんわけなんで、現場をどう結びつけるかということのそういう気構えっていうのは、ありますね。ちょっとその辺りの気持ちを。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、津和野高校の支援の取り組みということで、津和野高校後援会あるいは専門部会の中、専門委員会、魅力化・活性化部会、それから、ことしからプロジェクトチームというような会議も設置をさせていただきました。そういった、支援の取り組みとして組織の中に、今回の有識者会議というのも当然位置づけております。議員御指摘のとおり、今回、こういった方々に有識者になっていただいて御意見をいただく。この御意見については当然その津和野高校の後援会等、皆様のほうに御報告をしながら、連携をした取り組みになるように活動をしていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第111号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第111号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第112号津和野町林地崩壊防止事業分担金徴収条例の一部改正について。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 大体の説明でわかったんですけども、1点だけ、新旧対照表の一番最初ですね、第3条の1項については100分の5とする、しかも、町負担分の100分の5というふうな説明で軽減されたというふうに理解しましたけども、2について、町長が、その施行により受ける利益等を勘案し、町長が定めるという、この2項の説明がありませんけども、これはどういうふうな内容なんですか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） このたびの災害に当たってもそうですが、裏山が住んでおられる土地でない場合がございます。自宅があって裏山が他人の土地の場合がございます、そういう場合に、今回もありましたんですが、裏山が所有者が違うので、その方が負担金を払うべきではないかというお話もございまして、実際のところ、その辺りのところで利益を受けるというのは住んでおられる方でございますので、町のほうで、住んでおられる方のほうで負担をいただきたいというふうなことでお願いをしておるところでございます。現行の条例についても、その施行により受ける利益と勘案しというふうなことになっておりまして、そのような内容でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 手続き的なもんなんですけども、新旧対照表の一番下の、附則の部分なんですけども、改正後の第3条及び第4条並びに第5条の規定は6月1日からとあるんですが、これ、第1条は入れなくても大丈夫なんですか。まあ、題目というか、条例名が変わってますんで、これはどうなのかなと思ひまして。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 実質的に影響を受けるところのものだけを適用するということで、名称変更については個人にかかりませんので、一応上げておらないということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 一応確認なんですけども、表題が、防止条例から対策一—防止事業から対策事業に変わったということで、県の条例に合わせたということですが、この名前が変わることにおいて、例えば対象事業地が変わるとかちゅうような、拡大するとかちゅうようなことは起きますか、起きませんか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 基本的には、これまでどおりの事業適用で拡大はいたしません。そのままでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 第5条の説明の中で、公益上その他特別の事由ということで説明がございましたが、生活保護者を対象いうことで説明がございましたが、

それのみなのか、それとも何かほかの事由が考えられているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 生活保護の方を含みまして考えておりまして、そのほかの場合であります。町が行う事業等があった場合に、その受益が町に係る部分も今後あるかもしれないという、そういう想定もしておりまして、今、具体的にここというふうなことは考えておりませんが、その辺のところで柔軟な対応がしたいということで、その辺りを入れさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 今の5条の件についてですけれども、生保世帯以外にも、今、生保世帯よりももっと低い所得しかないという方もおられるんですけれども、そういう方に対しても、その経済的な状況等が考慮されるのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 今、具体的にこれというふうなことは決めておりませんが、そのケース・バイ・ケースでまた検討させていただいたらというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 今回は、このように条例を改正されて、本当に大いに賛成するところであります。今までは、今回の災害でさかのぼってやるという適用するという条項まで附則ついとるわけです。

やはり、今回津和野町が激甚災害を受けながら、林地という格好で普通災害にしか認められないという格好で10%の負担を今まではあったわけですが、それが今回は激甚災害も指定を受けたというような形の中、林地に関しましても、激甚災害とほぼ同じような個人の負担を条例改正に持って行ってもらって、被災された方、それに該当される方の負担を半分に持って行ったということに対しまして、やっとこれで同じ災害を受けたものも平等、津和野町の住民であるならば平等な恩恵を受けられることになったんだというような思いをいたしまして、改めてこの分の条例改正を早目にやってくれることに対しまして、私はこれは町としてはスムーズな対応をすぐしてんだなというような思いがいたしますので、賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第112号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第112号津和野町林地崩壊防止事業分担金徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、後ろの時計で10時20分まで休憩いたします。

午前10時07分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6. 議案第113号

日程第7. 議案第114号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第113号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第6号）及び日程第7、議案第114号平成25年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の2案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第113号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億1,212万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億7,657万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。続いて、議案第114号平成25年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ110万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7,956万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、議案第113号を御説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正の変更分でございます。一般単独事業、災害復旧事業合わせまして総額2億7,570万円を増額するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きください。

お手元に、概要書をお配りしておりますので、御参照いただけたらと思います。

まず、総務費の企画費でございますが、先ほどの津和野高校魅力化・活性化を考える有識者会議に伴いまして、5名分の委員報酬、費用弁償等、総額で11万2,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、民生費の災害救助費でございます。まず、建設課の工事請負費としまして、災害時の道路、河川、水路等の応急仮復旧工事費で2,924万7,000円を計上しております。

環境生活課の負担金補助及び交付金でございますが、災害時の緊急給水支援に係る負担金でございます。松江市に46万7,000円、益田市に22万4,000円の、合計69万1,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費の保健衛生総務費でございます。感染症外来施設控訴に係るもので、弁護士の旅費、収入印紙代、弁護士の着手金と委託料でございます。合計で40万6,000円計上しております。

1枚めくっていただきまして、農林水産業費でございます。林地崩壊防止事業費でございますが、需用費の消耗品としまして、事務雑費、工雑等92万4,000円を計上しております。

委託料としまして、災害に伴います水産土木技術センターへの測量業務委託料として26万3,000円の増額をしております。

工事請負費としましては、川尻、直地上、奥ヶ野等、合計9カ所の林地崩壊防止事業費3,124万9,000円を計上しております。財源は県支出金、地方債分担金でございます。

1枚めくっていただきまして、土木費でございます。まず、土木総務費でございますが、公共土木災害担当職員の給料及び時間外手当を現年公共土木施設災害復旧費へ振り替えたもので、合計で463万1,000円の減額をしております。

災害復旧推進室費でございますが、まず職員手当としまして、県、市町、文京区、さつな協議会加盟町村からの派遣職員に対する災害派遣手当611万2,000円を計上しております。

需用費では、災害に伴います消耗品へ405万1,000円や災害復旧費への振り替えなど、341万8,000円を計上しております。

使用料でございますが、県や市町からの派遣職員の宿泊料としまして、567万2,000円を計上しております。

2枚めくっていただきまして、災害復旧費をごらんください。現年農地農業用施設災害復旧費でございます。委託料では、補助率のかさ上げのための増工申請業務委託料840万、農地台帳からの切り出しのための災害平面図データ作成業務委託料58万8,000円、耕田の下コウチ橋の流出に伴いまして、地質調査用機材運搬業務委託料50万円等、合計で982万2,000円を計上しております。

現年林道災害復旧費でございますが、激甚災害を含めまして、本災及び小災害に伴います測量設計業務委託料、合計で487万2,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、現年公共土木施設災害復旧費でございます。職員の給料時間外手当は、土木総務費からの振り替えによりまして、463万1,000円を計上しております。

需用費、役務費等、事務費として573万1,000円合計で計上しております。

委託料でございますが、コンピューターを使って設計をしますCADの対応としまして、現場技術支援業務委託料693万円を計上しております。

工事請負費でございますが、現在、査定終了分の河川が22件、道路が50件の工事請負費としまして7億778万4,000円を計上しております。

それでは、歳入を御説明しますので、10ページ、11ページをお開きください。

まず分担金及び負担金でございますが、林地崩壊防止事業の受益者の分担金としまして110万1,000円を計上しております。

国庫支出金でございますが、災害終了分に伴いまして、災害復旧費負担金4億7,209万1,000円を計上しております。

県の支出金としまして、林業費補助金として、林地崩壊防止事業補助金、これは9カ所分でございますが、1,603万9,000円を計上しております。

繰入金でございますが、主に災害復旧対応分としまして、財政調整基金の繰入金を4,700万計上しております。

町債でございますが、農林行政の一般単独事業としまして、林地崩壊防止事業に伴います防災対策事業2,280万、災害復旧債としまして公共土木施設災害復旧債2億5,290万、合計2億7,570万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（長嶺 雄二君） それでは、議案第114号について御説明をさせていただきます。

まずは、歳出のほうから御説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

施設整備費の委託料でございますが、社会資本整備交付金を財源といたしまして整備を進めております下水道整備につきまして、各条工事分につきましては内示額の減額となったところでございますが、長寿命化分につきましては、国の方針によりまして、予

算の増額が認められたことによって、次年度以降の事業計画でありました星の子ステーション、これ、日原の汚水処理場でございますが、の長寿命化工事の実施設計業務委託を前倒しして行うために、760万円を追加計上させていただくものでございます。

工事請負費につきましては、内示額等の減額に伴い870万の減額とさせていただくものでございます。

1ページ返っていただきまして、8、9ページ、歳入をお開きいただきたいと思います。

国庫補助金の下水道事業国庫補助金につきましては、社会資本整備交付金でございますが、110万円の減額とするものでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に……まず、議案第113号、平成25年度津和野町一般会計補正予算（第6号）につきまして、これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 27ページの現場技術支援業務委託料ということですが、先ほどの説明ではCADを使った設計等々の業務を、ちゅうことだったんですが、誰が誰にCADを使ったそういった指導をするのか、現場の職員なのか、それとも設計をやるものか、そういうところをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 災害復旧の関係で、今、津和野町の職員が人数が不足しておるということで、国なり県なり、各市町から派遣をいただいております。

しかしながら、それでも人数がなかなか足りないということで、現場の関係も含めて、コンサルから成果品が出てまいります、その手直しというのを業者のほうにお願いするわけでありませうけれども、なかなか業者のほうで対応がその辺がすぐにできないということもございまして、査定の段階ではその図面の修正、その場でもう修正をかけてきちんとした成果品にするということでございます。

今後については、自主設計に移ってまいりますので、実際のところ、さらに精査して対応する場合に、図面等が正確なものでないというふうなことになりますと、その辺りの対応もしながら、それから最終的には発注をしたときに、職員が出てなかなか対応しきれないということもありますので、各工事について、現場で調整をしていただくというふうな形を今、考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 歳入について1点だけお伺いをいたしますけれども、この災害が降って湧いたような災害ですので、当初より予定していた実質公債比率の目標値が恐らくずれると思うんですが、どの程度のその影響があるか、今現在でおわかりでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 現在のところ、まだ公共土木の起債の額しかわかっておりません。今後、農林土木等が出てきた段階で、起債額をはじめ、それを実質公債費のほうへ算定額をさせていきたいと思えます。

ただし、今回の激甚災害は、国庫補助のほうがかなり、9割方いただける見込みなので、起債額が現在のところは通常の率で計算しておりますけど、国庫補助率がかさ上げすることによって、起債額がぐっと下がります。それによって、交付税も反映されますので、交付税を抜いた段階の額が実質公債費率に跳ね返ってきますので、まだ今のところ詳細にはわかっておりません。ただ、そんなに、激甚災害ですので、実質公債費に跳ね返る数字はそんなに大きくないと、こちらは理解しております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） そんなに影響ないということですが、とは言いながらも何%とかというのはあるんでしょうけど、そのおおよそでいいですから、何%ぐらいずれがあるのかわかりますか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 実質公債費率が約1億円で1%の増減を財政的には掴んでおりますので、1%はないと思えます。1億も持ち出しが町としてあるような計算は今、してませんので、1%弱の影響だと思えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ありませんか。ないようですので、以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第113号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第114号平成25年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 説明がちょっと不十分でわかりませんので、お伺いしますけども、支出の歳出の11ページ。説明ですと、長寿命化工事日原分について計上したと言いますが、工事請負費の減額がある、それは、同じところをやろうとしていたけども、長寿命化の工事についての予算が想定以上についたがために、振り替えて出したのか、それとも、別の工事であってそっちを断念したのか、その辺がちょっと説明がわかりませんでしたので、もう一度お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（長嶺 雄二君） 申しわけございません。社会資本整備の交付金の中身につきまして、長寿命化に関するものとか、あるいは面整備、拡張工事等に関するものとメニューが違うものがございまして、面整備、要するに拡張工事等につきましては、毎年のことありますが、要望額に対して国のほうで減額をしてきております。ところが、長寿命化等につきましては、昨今の情勢的なものになります、国のほうも積極的に予算をつけるということがありまして、うちは要望してなかったんですが、県のほうを通じて、長寿命化、来年度から津和野町、やるということであるが、前もって、先んじてやる気はないかという打診がございました。町としても、26年度からやる計画のものを今年度予算もらえるということでございまして、いただいて、まずは設計をして、工事については26年度から28年度、3カ年かけて計画的にやるという長寿命化計画に沿ってやるものでございまして、同じ社会資本整備の事業費でございまして、予算は一つでございまして中身が違うということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） まだ、わかりませんが、工事請負費の減額部分というのは、断念したんでなしに、要求したけども、それは認めてもらえなかったということですね。だから、認めてもらえなかったけども、別の予算がついたがために、それ、こちらが予定していたものはできるということで理解していいんですね。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（長嶺 雄二君） そのように御理解いただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第114号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第114号平成25年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成25年第9回津和野町議会臨時会を閉会いたします。お疲れでございました。

午前10時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員